

放課後対策の充実に関する最近の動向

○経済財政運営と改革の基本指針2014について(骨太の方針)(抜粋)

(平成26年6月24日 閣議決定)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1) 女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁹、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

¹⁹ 「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋①) (平成26年6月24日 閣議決定)

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

①女性の更なる活躍推進

○放課後児童クラブ等の拡充

・いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。そのため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める。

【今年度中に制度的措置を実施】

放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋②) (平成26年6月24日 閣議決定)

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

i) 女性の活躍推進

(育児・家事支援環境の拡充)

我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全で安心して子供を預けることができる環境の整備や家事に係る経費負担の軽減に向けた方策を検討していく必要がある。このため、引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずる必要がある。あわせて、安価で安心な家事支援サービスを利用できる環境整備を図る。

①「放課後子ども総合プラン」

小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。その際、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)の徹底活用、放課後児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施する。これにより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進する。

「放課後子どもプラン推進事業」

※平成19年度より実施

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
H26予算額	5,147百万円の内数(25予算額:4,924百万円)※	33,223百万円(25予算額:31,576百万円)
趣旨	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成25年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行予定)
実施か所数	10,376か所(平成25年度)	21,482か所(平成25年5月)
	原則としてすべての小学校区での実施を目指す	
実施場所	小学校 71.3% 公民館 13.2% 児童館 3.4% その他(中学校、特別支援学校など) 12.1% (平成25年度)	小学校(余裕教室) 28.1% " (専用施設) 24.1% 児童館 12.8% その他(専用施設、既存公的施設など) 35.0% (平成25年5月)
開設日数	111日(平成25年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童指導員(専任)

※放課後子供教室H26予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(38億円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(13億円、新規)」計51億円の内数
 H25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(49億円)」の内数

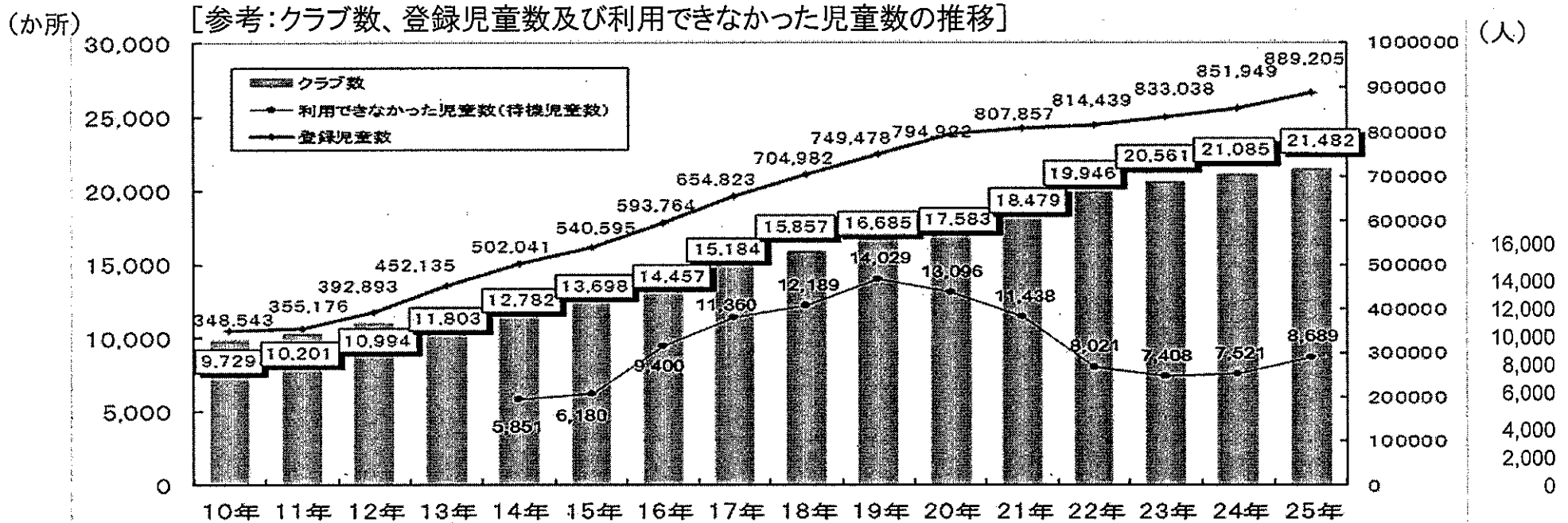
放課後児童クラブの概要

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす



【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円 ※国は、児童育成事業費(特別会計・事業主拠出金財源)による補助

- ①運営費:概ね1/2を保護者負担、残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。[国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]
- ②整備費:新たに施設を創設する場合のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。[創設、改築等は、国・都道府県・設置者が、改修・備品購入は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(一般会計)に計上:51億円)

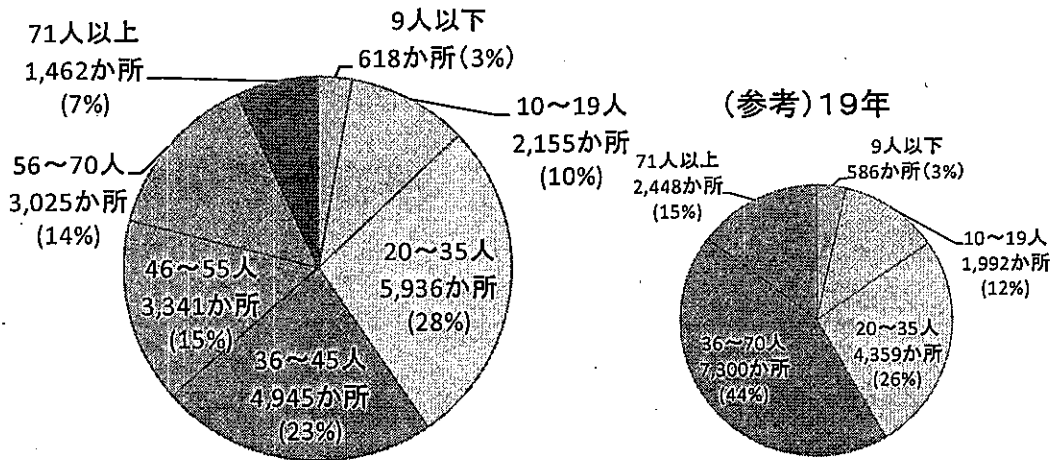
・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

放課後児童クラブの現状

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

○規模別実施状況

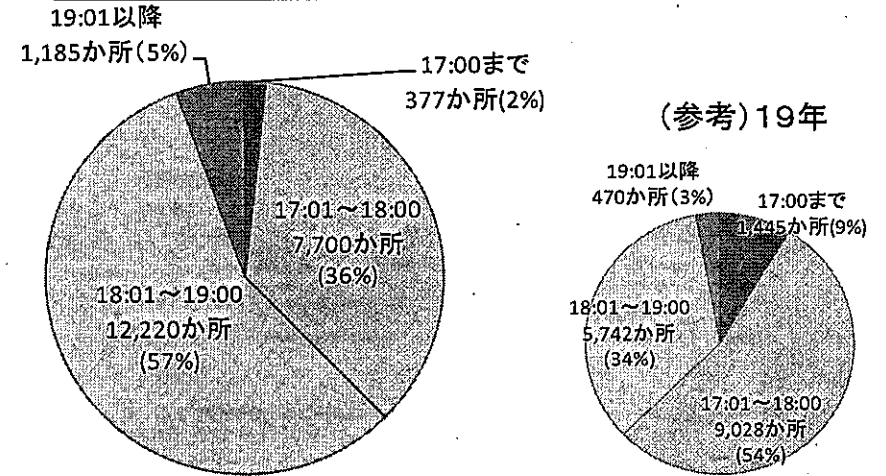
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない

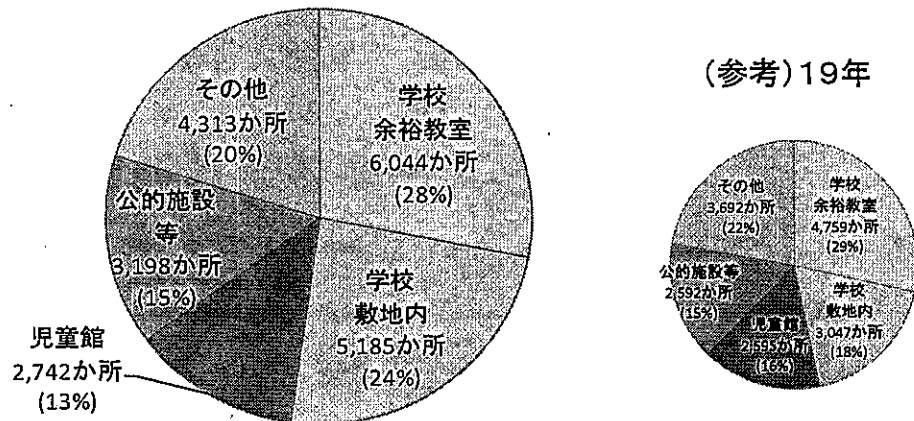
○終了時刻の状況(平日)

18時を超えて開所しているクラブが全体の6割を占める。



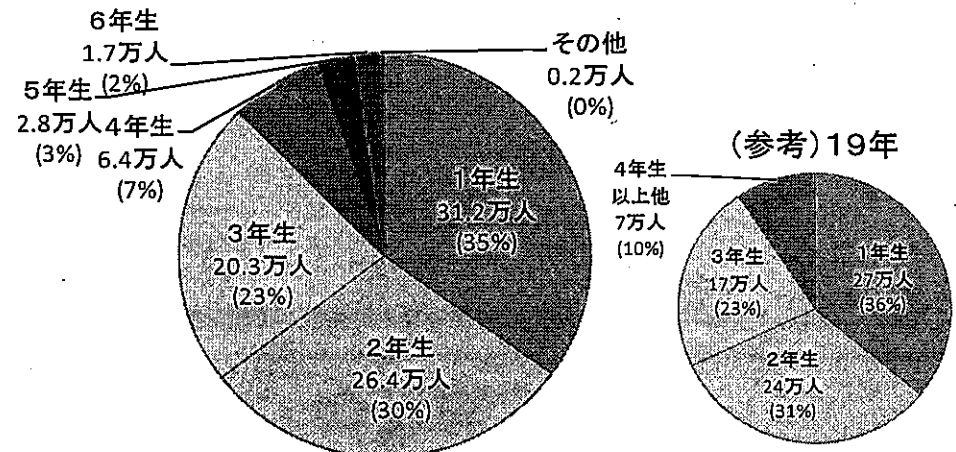
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



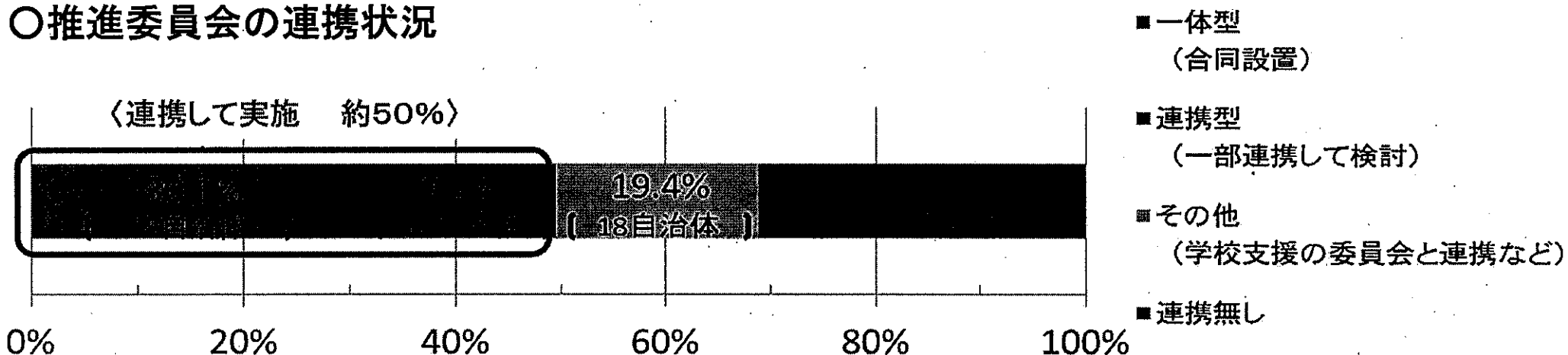
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況①

【都道府県レベルの連携】

N=93

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計(H25.10現在))

○推進委員会の連携状況



※放課後子供教室を実施している自治体の約50%は何らかの形で放課後児童クラブと連携して推進委員会を設置している

○研修の連携状況

